軽自動車税の課税対象となる車

軽自動車

小型二輪車

軽二輪車

原動機付自転車

小型特殊自動車











	車種区分	平成28年度~
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円

● 二輪車の税率

二輪車については、古い、新しいを問わず、平成 28年度課税分から、新しい税率になります。 これは、長期間、税率が据え置かれていた中で、 市区町村の課税コストを賄える水準とすること等の 観点から決定されたものです。

※金額は標準的な年税額です。市区町村によって税率が異 なる場合があります。

平成29年度以降の姿について(改正予定事項)

現在、平成28年度税制改正において、平成29年度からの実施に向け、軽自動車(二輪車を除く。)について、 次のような地方税法の改正準備が進められています。

- ▶自動車取得税が廃止されます。
- ▶軽自動車税の中に、新たに「環境性能割」を設け、環境に良い軽自動車の普及を促進します。
- ・環境性能 (燃費性能など) に応じて、非課税、1%、2%の3段階で課税されます。

軽自動車(自家用の場合)		税率
乗用車	貨物車	竹竿
電気軽自動車等 平成32年度燃費基準+10%達成車	電気軽自動車等 平成27年度燃費基準+20%達成車	非課税
平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	1%
上記以外の車	上記以外の車	2%

- ※軽自動車の通常の取得価額に税率を掛けた額が税額となります。
- ・新車、中古車を問わず取得された車両(通常の取得価額が50万円を超えるもの)に課税されます。
- ・この環境性能割は市区町村の税となりますが、納税の便宜を考慮し、軽自動車の取得の際に、販売店等を 通じて都道府県に納めていただくことを予定しており、納税手続としては、現在の自動車取得税と同様の流れと
- (注)現在の軽自動車税は、軽自動車税の「種別割」として、市区町村で、引き続き課税されます。

軽自動車税の税率が変わります

(税率が低くなる特例(グリ

度)の課税について、

燃費性能に応じ

28年度以降毎年納めて13年を経過した車につ 容が決定されていたもので、 年度の地方税法の改正等により改正内 と軽自動車の税率のバランスや、 年車重課)。 上がり1万2900円となります (軽課))もスター 新車としての使用 の普及を考え、 たついて します。 いただく税率が は 開始か 課税準備 平成環26境 \dot{O} 1// 車

税) について、 に新車を対象として翌年度(平成28年 制度が適用され、多くの軽自動車等で ては、 また、 平成27年度以降に新たに購入され 車の軽自動車(乗用自家用)につ 方に課税される軽自動車税 (市町 平成27年度に新たに購入され めてい ただく 税率

平成28年度以降

0

姿

乗用自家用の軽自動車の場合 *金額は標準的な年税額です。市区町村によって税率が異なる場合があります。

